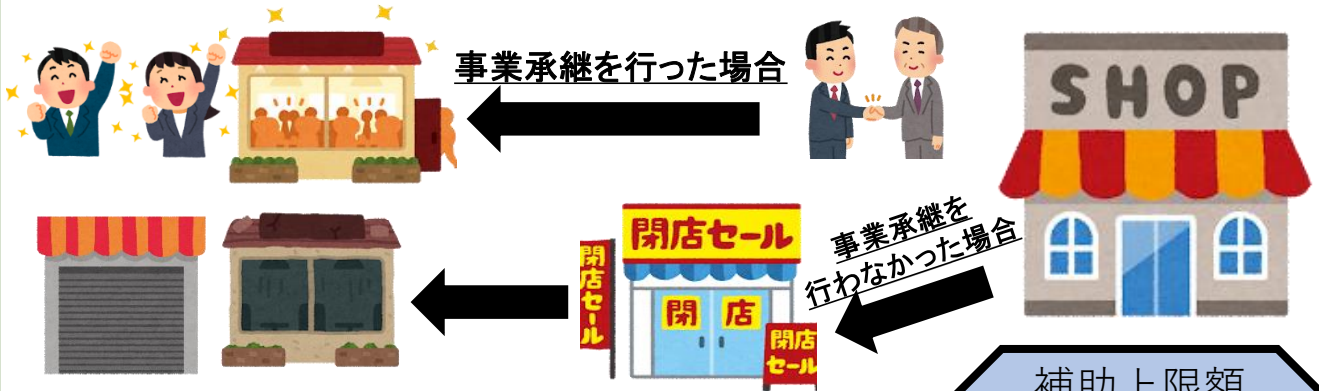


# 郡上市事業承継支援事業補助金

～事業承継する店舗等の改修費等を支援します～



郡上市では市内の既存店舗等について家族及び第三者による事業承継を促進し、地域商工業の持続的な発展を図る為、「**既存店舗等を改修**」し事業を承継して営もうとする者に対し補助金を交付しております。

補助上限額  
**50万円**  
※対象経費の1/2補助

## 1.対象事業について

小売業、飲食店及びサービス業等の事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- ・フランチャイズ経営を行っているもの
- ・事業を第三者に譲渡又は転貸行為するもの
- ・国、県及び当市における他の補助金の交付を受けた事業
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反するもの

## 2.対象者について

事業承継する家族承継者又は第三者承継者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- ・許認可等を必要とする事業を承継する者にあつては、その許認可等を受けていること。
- ・第三者承継者にあつては、[郡上市事業承継支援センター](#)に登録された店舗等を引き継ぐ個人又は法人
- ・承継後3年以上継続して事業を営もうとする者
- ・原則として週5日以上営業すること
- ・個人の場合は開業日までに市内に住所を有する者、法人の場合は開業日までに法人設立届出書を提出する者

## 3.対象経費等

補助対象経費	補助率・限度額	補助金の要件
<b>事業承継の改修に係る経費</b> 1.内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気照明に要する経費（設計費も含む） 2.備品類の購入費は除くものとする。 ただし、既存の設備等を修繕する際の消耗品類は改修費に含むものとする。	<b>補助対象経費</b> 2分の1以内 上限：50万円	(1) 市内に住所又は事業所を有する者に工事を請け負わせる場合に限る。 (2) 営業を開始する前に行う改修に限る。 (3) 同一の事業者及び個人につき、補助金の交付は1回に限る。 (4) 補助対象経費は改修費のみとし、建物購入に係る経費は含まない。

補助金申請の為、  
まずは事業承継計画を!!



商工会事業承継  
支援センター事務局  
TEL:0575-66-2311  
FAX:0575-66-2312

事業承継のサポートは  
事業承継支援センター  
へご相談ください!!

※予算の範囲内における補助金交付となります。

申請書様式や  
制度の詳細は  
ホームページで  
ご確認ください



○補助金申請のお問い合わせはこちら

郡上市八幡町島谷130-1 産業プラザ2階

郡上市役所商工観光部商工課 TEL:0575-67-1808